

# 令和4年度 学校教育課 <重点施策>

## I. 幼児教育・義務教育の充実

### 1 保幼小中一貫教育における連携事業の継続実施 <保幼小連携の強化、小中一貫教育の推進>

#### (1) 保幼小の学びの連続性に向けた継続実践

認定こども園と小学校との意見交換や合同の研修の機会、接続期のカリキュラム（5歳児の学びのカリキュラムとスタートカリキュラム）の実践を通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、連携を図る。

また、幼児段階での音韻処理や目のコントロール改善を意識した指導について継続実践するとともに、架け橋プログラムの実践に向けて、0歳から就学前までの一貫した質の高い教育及び保育を実現するため、園児の発達の連続性を考慮し、内容と展開の工夫を図る。

#### (2) 保幼小中連携の共通理解と互惠性のある交流活動の実施

子どもの「生きる力」を育むことを目的として、様々な出会いや経験を可能とする交流活動を実施する。その際、各年齢や発達の段階に応じて、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう、互惠性のある共同学習を実践する。

#### (3) 小中一貫教育の充実

義務教育9年間を見通して、児童生徒の発達段階に応じた連続性のあるきめ細かな指導を行うとともに、各中学校区の特徴を生かした小中一貫教育に取り組む。鴨川市教育政策研究委員会と協力し、義務教育9年間を通しての「学力向上」に取り組む。

### 2 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」を関連させた育成と授業改善 <バランスのよい学力の向上>

#### (1) 「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を関連させた育成

新たに市学力調査を導入し、市全体の児童生徒の実態や課題等を把握・分析した上で、実態に合わせた「鴨川市版学力向上プラン」を精選し、組織的・継続的に取り組む。

定期的に類似問題等を活用した形成的評価をしながら、児童生徒の学力の伸びを確認し、必要に応じて補充指導をする。

#### (2) 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善

各中学校区・各校の「主体的・対話的で深い学び」実現に向けた取組と関連づけながら、学力調査等の分析結果から協議した授業改善のポイントを、日々の実践に意識的に取り入れる。具体的には、県教育委員会の「実践モデルプログラム」や南房総教育事務所の「セルフ・チェックシート」等を活用し、自分の考えやまとめを書く活動、ペアやグループでの話し合い活動を充実させる等の授業改善を図る。

また、校内や学校間で相互授業参観（オンラインを含む）を通して「主体的・対話的で深い学び」の実現について協議し、今後の指導に反映させる。

### 3-1 ICT機器を活用した「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくり <特色ある教育の実施>

#### (1) 手書きノートとタブレットPCを両立した授業の工夫

手書きノートとタブレットPCそれぞれを使用することの長所を活かしながら、1授業時間（45分～50分）の中で両方を効果的に活用していくために、国及び市の施策として導入するデジタル教科書を最大限に活用しつつ、様々な教科において教職員一人一人が授業改善に取り組む。

「調べる」「比べる」「まとめる」「映像や写真などで記録したものを見直す・振り返る」など、具体的な学習活動の場面毎に有効となる各校のタブレット活用法を集約し、市内の教職員が共有できるようにする。

#### (2) 情報活用能力の育成（情報モラル・プログラミング的思考・タイピング能力の育成等）

情報活用能力を学習の基盤と捉え、小中学校9年間の指導計画を作成し、見直しをもって育成する。

情報モラル教育では、児童生徒自身によるインターネットの利便性・危険性についての話し合いや利用時のルールづくりをする場を設けることで、児童生徒が情報モラル教育へ主体的に取り組むための働きかけをする。

また、学校と家庭が連携し、児童生徒のインターネット検索履歴等の確認や見守りをすることで、安全なICT学習環境づくりに取り組む。

プログラミング教育では、「順次（記された順に処理）」「反復（繰り返し）」「分岐（条件）」により、目的に向けて段取りや手順を考える「プログラミング的思考」を、児童生徒が試行錯誤しながら身につけられるように、教職員の支援の仕方を工夫する。

タイピング能力の育成については、学校生活の中の短い時間をタイピング練習の時間に充てることや、家庭学習の一環として週末の課題にするなど、児童生徒が自らの考えを的確にアウトプットできるように、発達段階に応じて支援する。

### 3-2 「命を守る」教育の充実 <豊かな心を育む教育の推進、体力の向上と健康の推進>

#### (1) いかなる状況においても、自分を大切に、他者を思いやる教育の実践

常に、児童生徒一人一人が自己を尊重し、自己肯定感を高めるとともに、友だちに対しても同様に接することができるよう、道徳科の授業等を通して実践し、教科書に掲載された題材について児童生徒一人一人が「自分のこと」として捉えられるように、教材研究時に教師が発問を精選する。

#### (2) 生涯にわたり自分の健康を維持するための健康教育の実践

感染症拡大を防ぐために児童生徒が実践できることを教師が精選し、児童生徒に工夫して提示するなど、感染予防に係る指導を継続して行う。

また、フッ化物洗口による歯と口の健康維持等、児童生徒が健康を維持していけるよう、学校歯科医や市歯科衛生士、保健師、栄養士等と連携しながら保健教育に取り組む。

#### (3) 自然災害等による非常事態時に対応できる防災教育の実践

校内・校外を問わず、児童生徒一人一人が、自然災害による非常事態時に自分の命を守るためにはどのような行動をとればよいか、多くの考え方に触れながらシミュレートし、最善策について検討していく授業を実施し、万が一の時の迅速な行動に結びつける。

### 4 インクルーシブ教育システム構築のための取組 <一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導の充実>

全児童生徒への「意識調査」を実施し、一人一人の困り感や実態を把握するとともに、「鴨川市版授業スタンダード」を活用して、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりや環境づくりを推進する。

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用することで、認定こども園や学校が、家庭や医療機関や関係機関等と連携しながら、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実に努める。

また、教職員を対象とした特別支援教育の研修の場を設定し、専門性・指導力の向上を図る。

## II. 学校教育環境の整備充実

### 1 5か年計画における学校施設等の計画的整備 <長寿命化や大規模改修への対応>

5か年計画をもとに計画的な整備を進めるとともに、様々な学校環境における課題に対応することで、児童生徒が安心して学べる教育環境づくりを図る。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、東条小学校校舎東側1～3階と長狭中学校校舎2階のトイレ和便器の洋式化改修工事を実施する。

老朽化の著しい学校施設において、児童生徒に危険が及ぶ可能性がある箇所より優先度を考慮しながら順次改修を行うとともに、児童生徒の減少や学校施設の老朽化等を考慮しながら、小中学校の適正配置について改めて検討を行う。

### 2 教職員の「働き方改革」に向けた取組 <教職員の意識改革と勤務時間の縮減>

教職員の多忙化解消に向け、「学校における働き方改革」を推進する。教職員の意識調査や出勤時間調査により実態を把握するとともに、千葉県教育委員会策定の「学校における働き方改革推進プラン」（令和3年3月改定）や、部活動指導における「鴨川市の学校に係る部活動の方針」を基に、具体的な取組を実行し評価・改善を図る。

校務支援システムを活用し、児童生徒の個人情報等の管理及び情報共有の迅速化・的確化を図るとともに、児童生徒の学籍及び成績管理等の校務情報の一元的な管理・運用による校務業務の効率化を図る。

### 3 コミュニティ・スクール（CS：学校運営協議会制度）の実施 <開かれた学校づくり>

学校運営協議会の活動を通して、学校運営に保護者や地域住民等の積極的な参加を促すことで、学校運営における学校や保護者、地域住民等の共通の思いの具現化に取り組むとともに、学校や保護者、地域住民等が協働して児童生徒の豊かな成長を育む。

### 4 民間ノウハウの活用と感染症対策導入による安全・安心な学校給食の推進 <学校給食の充実>

調理及び配送業務の民間委託更新に伴い、民間事業者のノウハウや専門性を活用した安全・安心でおいしい給食を安定的に提供する。

また、残菜や食器等の仕分けと整理を、委託事業者に代行させることで、児童生徒及び教職員の感染リスク回避を図り、学校給食の安全性を高める。

### 5 SDGsや感染症など現代的な視点を踏まえた食育の推進 <学校や家庭との連携>

大量の食品が食べられないまま廃棄されている状況の中、日々の食べ物が、生産者をはじめとして多くの関係者に支えられていることを理解し、食に対する感謝の気持ちを深めるための食育を推進する。

また、コロナ禍による外出自粛により、在宅時間や家族で食を考える機会が増えたことを活かして、家庭においても食を見つめる契機とする。